

## 自衛官候補生などを募集

【区分】①自衛官候補生②一般曹候補生③幹部候補生(一般、歯科・薬剤科)

【対】①②18～32歳③「一般」大卒者は20～25歳、修士課程修了者等は27歳まで、院卒者は20～27歳③「歯科・薬剤科」専門の大卒者20～29歳(薬剤科は20～27歳の人)

※③はいずれも見込み含む。

【応募期限】①5月25日(水)②5月10日(火)③4月14日(木)

☎ 自衛隊広島地方協力本部  
尾道出張所

TEL 0848-22-6942



↑自衛隊HP

## 点訳ボランティア養成講座の受講生を募集

【時】5月21日(土)～10月8日(土)の毎週土曜日13時30分～15時30分(全20回)

【所】サン・シープラザ4階

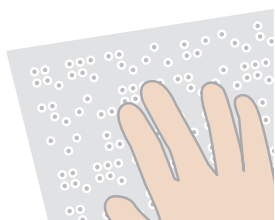
【内】点字やパソコン点訳の仕方の習得

【対】初めて点字を学ぶ人で市内で活動できる人

【定】10人(要申し込み)

【料】1,000円(資料代)

【申】4月28日(木)までにボランティア・市民活動サポートセンター(TEL 0848-67-9339 FAX 0848-63-0599)へ



## 高齢者向け運動機器の5～9月利用者を募集

| 時間           | 日時(開始日)           |
|--------------|-------------------|
| ①9:30～10:10  | 毎週火曜日<br>(5月10日～) |
| ②10:10～10:50 |                   |
| ③10:50～11:30 |                   |
| ④9:30～10:10  | 毎週金曜日<br>(5月13日～) |
| ⑤10:10～10:50 |                   |
| ⑥10:50～11:30 |                   |

※4月22日(金)または5月6日(金)に事前講習会があります(新規利用者と過去1年利用がない人は必修)。

【所】本郷保健福祉センター

【内】運動機器を利用した介護予防トレーニング

【対】要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人(新規利用者を優先します)

【定】各時間帯5人

【申】4月15日(金)(必着)までに往復はがき(1枚1コース)で①郵便番号・住所②氏名(ふりがな)③生年月日④電話番号⑤希望コース番号⑥新規利用者などは一般講習会の受講希望日を記入し、高齢者福祉課(〒723-8601 港町三丁目5番1号 TEL 0848-67-6055 FAX 0848-64-2130)へ

## 市民活動団体育成事業を募集

【対】設立後5年以内で、応募要件を満たす団体

【補助額】上限5万円(1団体につき2回まで)

※応募の手引きと申請書は地域企画課(市役所本庁4階)、各支所、市HPに用意。

【申】28日(木)までに申請書などを地域企画課(TEL 0848-67-6184 FAX 0848-64-7101)へ

## 固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は5月2日(月)まで

納税通知書は4月初旬に発送します。

【縦覧帳簿の縦覧】

評価額を比較することができます。

【時】5月2日(月)まで

【所】資産税課(市役所本庁2階)、各支所

【用】運転免許証など本人確認書類

※法人の場合は会社から窓口に来る人への委任状が必要です。

【所有資産の確認を】

土地や家屋の内容に変更がある場合、不動産登記の申請が必要です。この申請手続きや各種申告がされていないことにより、変更内容が課税に反映されていない場合があります。納税通知書に付いている土地・家屋課税明細書を確認してください。

【償却資産の実地調査に協力を】

【対】市内の事業者(支店・営業所を含む)

【内】資産台帳の提出や現物照合など

※申告誤りなどの場合、過年度にさかのぼり修正を行います。

【問】資産税課(TEL 0848-67-6032

FAX 0848-67-5934)

## 大和地区の運動機器利用講習会

【時】15日(金)9時30分～12時

【所】大和保健福祉センター

【内】安全で効果的に運動機器を利用するための講習会

【対】要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人

【定】4人(要申し込み)

【申】13日(水)までに高齢者福祉課(TEL 0848-67-6055 FAX 0848-64-2130)へ

## 人権ひろば

今月のテーマ

職場の人権

・商工振興課・

あかるい職場応援団  
サイト➡



## ハラスメントのない職場をみんなで作りましょう

「ハラスメント」とは、言葉や行動によって相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益や脅威を与えてしまう人権侵害のことをいいます。中でも、職場のパワーハラスメント(以下「パワハラ」)対策は喫緊の課題です。業務上必要で相当な範囲で行われる指示や指導など、客観的にみて、正当性が認められる場合以外はパワハラになります。現在、

国でもパワハラ対策が進められており、大企業に対しては、令和2年6月から、中小企業に対しても今月から職場におけるパワハラ防止対策が義務付けられました。快適で安心して働ける職場環境からさまざまな好循環が生まれます。厚生労働省のハラスメント対策に関する情報サイト「あかるい職場応援団」からハラスメントについて考えてみましょう。

人権標語 人への思いやり それはだれにとっても 金メダル (小学5年生)